

契 約 書【案】

支出負担行為担当官 島根県警察会計担当官 中村 振一郎（以下「甲」という。）と
●●●●●●（以下「乙」という。）とは、電気の供給に関し次のとおり契約を締結する。
（以下「本契約」という。）

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲の島根県警察機動隊庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し（以下「本件業務」という。）、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成及び単価）

第2条 電気料金は、基本料金と電力料金で構成し、その単価はそれぞれ次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

基本料金		円／kW
電力量料金単価	夏季	円／kWh
	その他季	円／kWh

2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の決定）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。なお、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第8条 計量日は原則として毎月1日とし、乙は計量日に記録された値により使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第9条 電気料金は、契約電力に第2条の基本料金単価を乗じて得た額から、当該月における力率に応じ割引または割増した金額と、前条で計量した当該月における使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た額から燃料費調整額を差し引きもしくは加えた金額の合計から割引額（固有の割引額がある場合）を差し引いた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した金額とする。

（電気料金の支払い及び遅延利息）

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求する

ものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（契約の解除及び違約金）

第11条 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第22条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

3 乙は、第1項又は第2項に該当する場合、甲に対し、違約金として当該日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第2条に定める契約金額（基本料金単価及び電力料金単価）を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は、第2項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑によ

り公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第11条第3項及び第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（契約解除後の処理）

第15条 契約が解除された場合は、第1条の義務は消滅する。

- 2 甲は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を乙に支払うものとする。
- (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額
 - (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条に定め

る電力料金単価を乗じて得た額

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の情報を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も前項の守秘義務を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、松江地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第19条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(費用負担)

第20条 本契約の締結に要する費用及び電気の供給に関し要する費用は、乙の負担とする。

(特記事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、乙が定める「電力需給約款」によるほか、甲乙協議の上決定するものとする。

(暴力団排除)

第22条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第23条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進

- ・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県松江市殿町8番地1
支出負担行為担当官
島根県警察会計担当官 中村 振一郎

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償し、又は補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。